

旭川市内のバス運賃改定について
(協議運賃の合意／沿岸バス株式会社)

1 改定の趣旨

旭川市内のバス乗車人員数は、過去 10 年で約 1,350 万人から約 840 万人まで減少している一方で、車両管理コストや燃料費の増もあり、現在は路線バス運行に係る収支のバランスが崩れている上に、全国的に運転手の不足を理由とした減便が行われる中、本市においても路線バス運転手は減少しており、このままではバス路線網の維持が困難な状況となっておりま

す。このような中、道北バス株式会社が本市内で運行する路線について、令和 6 年 4 月 1 日からの値上げについて、道路運送法第 9 条第 4 項に基づく協議を行っているため、共同運行を行っている路線についても同項の規定に基づく協議を行い、地域に適した市内路線バスの適正な運賃を設定いたします。

2 改定の対象

(1) 対象事業者

沿岸バス株式会社

(2) 対象運賃

本市内特殊区間制運賃の適用区域内

(旭川駅前～1 条 2 丁目～神居 2 条 10 丁目～高砂台入口)

(3) 対象となる理由

対象事業者が、対象運賃で運行している留萌旭川線は、道北バス株式会社と共同運行されている路線であることから、道北バス株式会社が協議運賃による値上げを予定していることに伴い、同一の運賃体系を維持する必要があるため。

3 運賃改定について

(1) 実施時期

令和 6 年 4 月 1 日

(2) 改定内容

別紙のとおり

(3) 各種運賃への適用方法について

通勤定期・通学定期旅客運賃及び普通回数旅客運賃は、(2)に示す運賃を適用して算出した運賃とする。なお、算出方法については、令和 6 年 1 月 1 日現在の沿岸バス株式会社の運賃適用方法により算出するものとする。

(4) その他

令和6年4月1日以降、沿岸バス株式会社が「路線や運行系統の新設及び変更」並びに「停留所の新設、変更及び廃止」など、本協議運賃に関係する区間において、申請又は届出を行う場合は、これらに伴い新たに定められる特殊区間制及び対キロ区間制の区界につき、既存の路線との均衡が図られることを前提として、本協議運賃に記載する内容を適用できることとする。

別紙

1. 普通旅客運賃表

上段：改定運賃

下段：現行運賃

					旭川駅前
				1 条 2 丁目	200 円 180 円
			神楽 3 条	200 円 180 円	220 円 200 円
		神居 2 条 1 0 丁目	200 円 180 円	220 円 200 円	220 円 200 円
		神居 2 条 1 丁目	200 円 180 円	220 円 200 円	250 円 220 円
高砂台入口	200 円 180 円	220 円 200 円	220 円 200 円	250 円 220 円	250 円 220 円

2. 定期旅客運賃（参考）

普通旅客運賃にもとづく。算出方法はこれまでどおり。

普通旅客運賃	通学定期券		通勤定期券	
	1 ヶ月	3 ヶ月	1 ヶ月	3 ヶ月
180 円	6,480 円	18,470 円	7,560 円	21,550 円
200 円	7,200 円	20,520 円	8,400 円	23,940 円
220 円	7,920 円	22,570 円	9,240 円	26,330 円
250 円	9,000 円	25,650 円	10,500 円	29,930 円